# NEWS RELEASE

### 千葉 興業銀行

2023年10月6日

### 「空き家活用フリーローン」の取扱開始!

~「空き家問題」の解決に向けた取組み~

株式会社千葉興業銀行(頭取 梅田 仁司)は、株式会社オリエントコーポレーション(代表取締役社長 飯盛 徹夫)と提携し、2023 年 10 月 6 日(金)より空き家に関する資金向けのローン「空き家活用フリーローン」の取扱いを開始いたします。

人口減少や高齢化等によって適切に管理されないまま放置されてしまった空き家が、地域の景観や安全、衛生面に悪影響を及ぼす「空き家問題」が全国的に社会問題となっています。当行は、地域活性化の取組みの一環として、空き家の購入やリフォーム等のご資金にご利用いただける「空き家活用フリーローン」により、「空き家問題」の解決に向けた支援を資金面で実施してまいります。

また、お申込みから審査、ご契約締結までの手続きをクラウドローン株式会社(代表取締役 村田 大輔)が運営する専用の Web サイト上で完結できるため、店舗へのご来店および契約書の記入・捺 印が不要なうえ、24 時間 365 日お申込みに対応するなど、お客さまの利便性向上および迅速なご 融資が可能となっております。

当行は、今後もお客さまに一層ご満足いただけるよう積極的に商品・サービスの拡充に取り組んでまいります。

記

#### 取扱商品の概要

商品名	空き家活用フリーローン (アキカツフリーローン) 空き家に関する資金 (ただし、事業性・投機性資金は除きます。)	
お使いみち		
	(空き家購入資金、リフォーム資金、解体費用など)	
ご利用いただける方	・当行所定の条件を満たし、かつ株式会社オリエントコーポレーションの保証が得られる方。専用サイト(クラウドローン社が運営するサイト)経由で空き家に関する資金をお申込みいただき、当行からの保証済みオファー(空き家活用フリーローンの商品提案)が表示された方。 ・申込時満20歳以上、最終返済時年齢満75歳以下の方。	
お借入金額	10 万円以上 1,000 万円以下	
お借入期間	15 年以内	
お申込方法	空き家活用社が運営する「アキカツナビ」サイト ( <a href="https://aki-katsu.co.jp/magazine/">https://aki-katsu.co.jp/magazine/</a> ) を 経由し、クラウドローンの専用サイト ( <a href="https://crowdloan.jp/">https://crowdloan.jp/</a> ) からお申込みいただけます。	

※空き家活用フリーローンのご利用条件や詳しい商品内容は、商品概要説明書または当行ホームページをご覧ください。

### **-空き家活用フリーローン**-

2023年10月6日現在

項目	
商品名	でき家活用フリーローン(アキカツフリーローン) 【オリコ保証】
阿田石	
	下記の条件をすべて満たす個人の方。
	(1) 保証会社 借入申込時年齢 最終返済時年齢 <b>(1)</b>
	(株)オリエントコーポレーション 満20歳以上 満75歳以下
	(2)専用サイト(クラウドローン社が運営するサイト)経由で空き家に関する資金をお申込み
┃ ┃ご利用いただける方	いただき、当行からの保証済みオファー(空き家活用ローンの商品提案)が表示された方。
	(3)安定・継続した収入が得られる方。(パート・アルバイトや年金収入のみの方も対象となります)
	※勤続年数や年収による制限はございません。
	※学生の方は対象外となります。
	(4) お住まいまたはお勤め先が当行の営業地域内にある方。
	(5)保証会社の保証が得られる方。
	(6)本件ローンは原則WEB完結型となります。
お使いみち	空き家に関する資金(ただし、事業性・投機性資金は除きます。)
	(空き家購入資金、リフォーム資金、解体費用など)
お借入金額	10万円以上1,000万円以内(1万円単位)
お借入期間 6ヵ月以上15年以内(1ヵ月単位)	
┃ お借入利率	年3.9%~年8.5%の範囲内で決定されます。(固定金利・保証料含む)
00   11   11   11	※お借入利率は、審査結果により当行で決定させていただきます。
	下記条件①~③に該当で、お借入利率から最大0.2%割引いたします。(条件①②の併用可)
	①以下、いずれかの条件を満たす方(▲0.1%)
A 1-1-1	・ちば興銀のポイントサービス「コスモスクラブ」会員(第1ステージ以上) 
金利割引	· 給与振込
	②WEB完結型手続きをご選択の方(▲0.1%)
	③現在、当行の住宅ローンをご利用中の方(▲0.2%)
	※アパートローンは対象外となります。
ご返済方法	
ご返済日	  毎月6·16·26日のいずれか(休日の場合は翌営業日)
(約定返済日)	
	お借入期間に応じてお借入金額を次の方法で分割し、約定返済日にご指定預金口座から自動振替に
	より、利息とともにご返済いただきます。
一 ご返済方法	イ.元利均等返済(毎月)
	ロ.ボーナス時増額返済併用(年2回)
』 担保・保証人	※ただし、ボーナス時増額返済による返済元金総額は、貸出金額の50%以内(1万円単位)とします。 不要です。
世体。体証人	1
┃ 【保証会社	┃ ┃・㈱オリエントコーポレーション
N. T. T. T.	
	I .

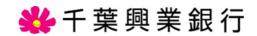


### 商品概要説明書

## **一空き家活用フリーローンー**

2023年10月6日現在

		2020年10月0日現在
	項目	内容
団体信用生命保険		┃「ガン保障付プラン」をご選択いただく場合は、カーディフ生命保険株式会社の「団体信用生命保険特定
		疾病保障特約Ⅱ型・団体信用生命保険リビングニーズ特約付団体信用生命保険」にご加入いただけます。
		(告知の内容により保険にご加入いただけない場合がございます)
		(ご加入いただく場合は、0.3%の金利の上乗せがございます。)
	保障内容	【保障内容の詳細については<保障内容一覧>をご覧ください。】
		(1) ご加入いただける方は保険会社に告知書をご提出いただき、保険への加入が認められた方に
		なります。
		(2) 悪性新生物(ガン)に罹患したことのある方はご加入いただけません。また、お客さまの告知の
	—` κπ <del>Δ</del>	内容により、保険会社がご加入をお断りする場合がございます。
	│ ご留意 │いただきたい点	(3) 保障開始日の前に罹患した悪性新生物(ガン)については、医師による診断確定が保障開始日以降
	0 1212 2 12 0 1 M	であっても診断給付金をお支払いしません。
		(4) 虚偽告知等の告知義務違反があった場合は、保険金・診断給付金が支払われない場合が
		ございます。その他にも診断給付金、保険金のお支払いには制限条件がございます。
		(5) ローンがご契約にいたらなかった場合には、保障の対象となりません。
	壬亜古石の	くわしい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合(免責事項)など
	重要事項の 説明について	お客さまの不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」
		「注意喚起情報」で必ずご確認ください。
	工 ******	(1) 返済方法の変更:不要です。
	手数料	(2) 繰上返済時:不要です。
		苦情処理及び紛争解決として一般社団法人全国銀行協会をご利用できます。
当行	<b>テが契約している</b>	本商品にかかる問題等が解決しない場合は、下記にご相談・ご照会ください。
指	定紛争解決機関	●一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室
		電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
		(1) 返済額の試算をご希望の場合は、窓口にお申し付けいただくか、当行ホームページの
		シミュレーションがご利用いただけます。
	の他参考となる 事項	(2) 当行所定の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に沿いかねる場合も
		ございますので、あらかじめご了承ください。
		(3) お借入金は、原則ご指定のお支払い先(ご購入先等)に当行よりお振込させていただきます。
		(所定の振込手数料を別途負担していただきます。)



#### 保障内容一覧

	ガン保障	リビングニーズ特約
保険正式名称	団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型 ※この特約は団体信用生命保険の特約として ご加入できます。	団体信用生命保険リビングニーズ特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約として ご加入できます。
ご利用 いただける方	フリーローンをお借入いただく方 *悪性新生物(ガン)に罹患したことのある方はご *ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等につり 告知の内容により、保険会社がご加入をお断りする。	いて所定の書面により告知いただきます。
保障内容		と判断された場合に、債務残高相当額が保険金として千葉興業銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。
保障期間	ローンご契約期間(ただし、保障の開始日にご注意	ください)
保障の開始日	ローン実行日より91日目。 ローン実行日の91日目を責任開始日として、 この日より保障が開始されます。 ※責任開始日の前に罹患した悪性新生物(ガン) については、診断確定が責任開始日以降であっても 診断給付金をお支払いしません。	ローン実行日。 ローン実行日を責任開始日として、この日より 保障が開始されます。
保障が終了する場合	・満82歳のお誕生日に達したとき ・ローンが終了したとき ・所定の支払い限度分の保険金が支払われたとき	
引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社	